

平成29年度

熊野町農業委員会

議事録

第8回

熊野町農業委員会

平成29年度第8回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成29年9月20日(水)午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(9人)

委員	1番	小田原勝好
委員	3番	岩井 治子
委員	4番	橋川 勝則
委員	5番	菅尾 寛治
委員	6番	立花 宏保
委員	7番	伊藤 亮造
委員	8番	庄賀 深雪
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員 委員 2番 中須 岩登

5. 農地利用最適化推進委員

5. 議事録署名委員(2人)

委員	5番	菅尾 寛治
委員	6番	立花 宏保

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穂坂 俊彦
農業委員会 主査	諏訪本 壮太

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は9名でございます。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして定数に達していますので、ただ今から平成29年度第8回熊野町農業委員会を開会いたします。
議長	まず、はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名をいたします。
議長	5番の菅尾委員と6番の立花委員を指名します。
議長	それでは、議事日程に従いまして審議に入りたいと思います。事務局より、議案の朗読をお願いいたします。
事務局	議事日程 朗読
議長	それでは、これより審議に入ります。 日程第1、熊野町農地利用最適化推進委員の委嘱につきまして議題とします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。
事務局	議案第17号の「農地利用最適化推進委員の委嘱について」につきまして、ご説明させていただきます。 まず、先般も一度ご説明申し上げたのですが、この農地利用最適化推進委員の定数の定めなどについて概略をご説明いたします。農業委員会等に関する法律第18条第2項及び同法施行令第8条の規定により、100haにつき1名を定めるようになっておりますので、昨年度末の本町の農地面積により、これは338ha程度となっておりますが、これによりまして、根拠規定でいうと一番下ですね、条例で定数を4名と定め、町内を4つの地域に分け、4月3日から募集を行ったところでございます。

応募につきましては、6月8日までの間に合計3回ほど、自治会の回覧板でありますとか、熊野町のホームページ、役場、各公民館で募集をしまして、4名の方から応募がありましたので、応募を締め切り、ホームページでも最終公表として公表いたしました。

その後、7月20日の新委員さんによる第1回目の農業委員会になりますが、そこで議決を頂く必要がありますので、議案を未然にお送りするなど準備を進めていたところでしたが、委員会の前日の7月19日に第2地区で応募の1名の方、第2地区というのは中溝、出来庭、平谷、貴船、柿迫の地区なんですが、第2地区で応募の方が急きょ、取り下げをされましたので、7月20日の議案は差し替えして、4名ではなく、3名としてご審議を頂きました。

農業委員会においては、事務局からは、欠員となっております第2地区1名につきましては、速やかに追加募集することなどをご説明いたしまして、その後の追加募集を行いました。第1回目として、8月10日から8月18日まで実施したのですが、残念ながら応募がありませんでした。

さらなる追加募集として、8月23日から8月29日まで実施をしたところ、8月28日に1名の方から応募がありまして、その応募の期間中、最終的にその方以外から応募がありませんでしたので、この度、議案として取りまとめさせて頂きました。

候補者の方につきましては、熊野町内で約40aほど田を耕作されておられます。農業に関する識見を有しておられ、農地の利用の最適化の推進に関する事項その他の事項に関しても職務を行われるための適任者であると考えております。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

議長

名前を。議案の補足をお願いします。

事務局

住所が安芸郡隰野町の世良 正喜さんで昭和 年 月 日生まれの方です。

ざいます。市街化区域内の農地については、許可を必要とせずに、届出により転用することができることが農地法第5条第1項のただし書きの部分により認められております。一応、根拠規定を議案の一番最後につけているのですが、上から3段目のところですね、「ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでは無い」とあり、許可を受けなければならないというものに対することが記載してあるのですが、その第6号に市街化区域内の農地につきましては、ということが書かれてあります。

このことから、届出書の方へ法定記載事項が記載されており、必要な添付書類などが具備されておれば適法な届出として、事務局としては受理をし、申請者へ受理書を交付しております。

本件につきましては、前回の委員会から今回の委員会までのこの1ヶ月の間に農地転用届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたものでございまして、この度は、先ほど申し上げましたが農地法第5条の規定による届出が全部で7件、農地法第5条の届出というのは、自己所有地を他者へ譲り渡すような権利移動を行い、かつ農地ではなく他の目的へ使うような農地転用が第5条に該当するものなのですが、それが全部で7件ありましたことをご報告いたします。

以上でございます。

議長

今の7件ありますのでお願いします。以上で本日の日程はすべて終了しました。

その他、何かありましたらお願いします。全体を通して何かございませんか。

議場

(その他多数の者から発言あり。)

議長

いいですか。特にありませんですか。

次回 農業委員会は10月20日(金)午前9時から開催予定でございます。

議案については10月10日以降に事務局から送付予定でございます。

す。

以上をもちまして、平成 2 9 年度第 8 回熊野町農業委員会を閉会しま
す。